



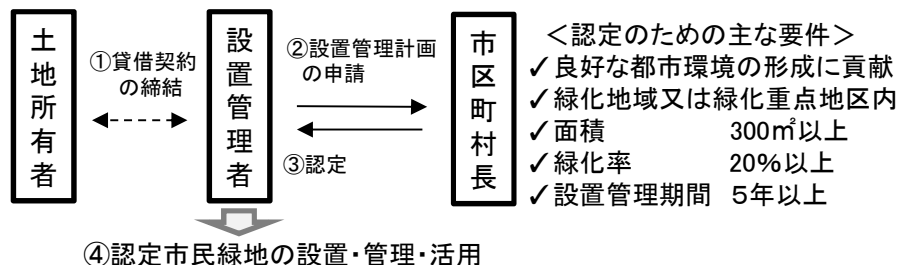
市民緑地認定制度

- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在。
- 地方公共団体による都市公園整備には財政的制約が大きくなる中で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加。
- NPO法人や企業等の民間主体が、空き地等を公園と同等の空間として活用する市民緑地認定制度を創設(H29)。

※市民緑地は、都市公園と同等の機能を果たすものとして、住民一人当たりの都市公園の敷地面積に算定可能

制度概要

民間主体が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、空き地等を地域住民が利用できる緑地(認定市民緑地)として設置管理する制度



千葉県柏市

設置管理主体 : NPO法人
 設置管理計画 : H29.11.15認定
 面積 : 約500㎡
 管理期間 : 10年間
 軽減率 : 1/2



東京都墨田区

設置管理主体 : NPO法人
 設置管理計画 : R4.12.23認定
 面積 : 約700㎡
 管理期間 : 5年間
 軽減率 : 1/2

活用イメージ



病院や学校の緑地を公開

病院や学校の敷地内に緑豊かで癒される緑の空間を一般に開放。



工場の緑地を公開

工場の緑地に散策路等を整備し、市民に親しまれる広場として開放。

支援措置

税制 ~R7.3月末

土地に係る**固定資産税・都市計画税の軽減**
 [3年間 原則1/3軽減(1/2~1/6で条例で規定)]

○税制措置要件の概要

- ・みどり法人※1が設置管理する土地(無償貸付又は自己保有に限る)
- ・認定市民緑地の土地及び当該土地と一体となって管理又は使用されている土地が一定用途※2以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないこと。
- ※1)都市緑地法第69条に規定する緑地保全・緑化推進法人
- ※2)住宅、学校、こども園、老人ホーム、福祉ホーム、保育所、児童福祉施設、診療所、病院、公衆便所、工場、倉庫

社会資本整備総合交付金 [市民緑地等整備事業(国費率最大1/3)]

植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助

- ・みどり法人又は都市再生推進法人が設置管理計画に基づき実施
- ・設置管理期間 : 10年以上
- ・緑の基本計画に都市公園の不足する地域の定めがあり、当該地域に設置されるもの
- ・緑の基本計画に概ねの位置及び施設の種類の記載されているもの